

衆議院議員(宝塚・伊丹・川西市)

いちむら 浩一郎

こういちろう



PRESS MINSHU

ジャブジャブ通信 vol.19 2007年4月30日号 号外

兵庫第6区版
(宝塚市 伊丹市 川西市)
(毎月15日発行)
民主党プレス民主編集部
〒100-0014
東京都千代田区永田町1-11-1
電話03-3595-9988(代表)
press@dpj.or.jp
http://www.dpj.or.jp

非営利法人法、私案固まる

国会提出に向けて

党内審査をクリアします

昨年来、真のNPO制度を実現するための法案作成を目指し、衆議院法制局と打ち合わせを重ねて来ましたが、ここまでで微調整も終わりほぼ全容を固めるに到りました。

昨年の行政改革推進法の審議では民法に「非営利法人」という概念を持ち込む法案を二十一名の有志とともに国会に提出しようとしてきました。しかし、議員立法は「党派(=民主党)」の承認を受けなければ提出できない国会の先例に阻まれました。

届出だけで非営利法人を設立

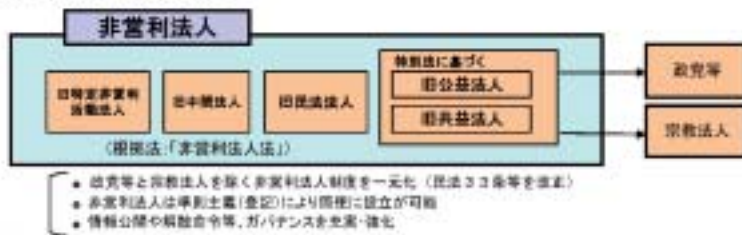
私案をひとりで申し上げると、政党と宗教法人の二つを除いた非営利団体を届け出だけで「非営利法人」という法人を設立できるようにします。その後、社会福祉法人や学校法人になるためにはそれぞれに定められた法律にしたがって要件を満たすことで、社会福祉法人や学校法人になることができます(今と何も変わりません)。

公益性の認定で税の優遇を

届出された非営利法人は、活動目的が公益に関することなどの要件(左表

新たな非営利法人制度及びこれに係る税制の概要

<新たな非営利法人制度>



<非営利法人に係る税制>

法人の形態	新公益法人	新典型法人等	役員等長の承認を受けた非営利法人	非営利法人として法人格を得るだけの法人
認定要件等	<ul style="list-style-type: none"> 1 国税庁長官(※)の認定を受けた非営利法人 <認定要件> ○公益目的に資すること ○活動の透明性に関すること ○情報公開に関すること ○不正行為に関すること <認定主体等> ○国が任意による公益の認定 ○認定が有効期間は3年間 ○認定の更新し、5年更新あり ※ 特別法に基づき、主務官庁の事業認可を受けた法人等(学校法人、更生保護法人、社会福祉法人、日本赤十字社、総合研究開発機構等) 	<ul style="list-style-type: none"> 【労働組合、健康保険組合、預金保険機構等】 	<ul style="list-style-type: none"> その設立及び運営が非営利法人法の規定に適合するものであること 役員等長の承認を受けた非営利法人 	—
資本金償還	○ (特定期間を過ぎたものに限定)	×	×	×
収益事業から生じた所得に対する経費控除	○ (税率22%・普通法人の税率は30%)	○	×	×
収益事業以外から生じた所得に対する法人税免除	○	○	△ (寄附、会費、補助金等に係る所得に対する法人税に限り免除)	×

○ その他の主な税制優遇措置
 ・公益法人に対する寄附をした場合の所得税控除の特例(10万円を上限)
 ・公益法人に係る親子等の非課税・一部税金控除の特例(児童福祉法、小規模公益法人の法人税免除)
 ・国政庁長官の承認を受けた団体又は法団に属する小規模な非課税の特例(寄附法、法人税法、所得税法、相続税法、地方税法)
 ※ 社会保険料を減額し、国政庁と統合した「法人格」の創設後は、届出件が認定を行うものとする。

【その他】
● 政党等及び宗教法人に対する税制上の取扱いについては従前どおり
● 新たな非営利法人制度の発足は「非営利法人法」施行の日から3年後(特別法に基づく旧公益法人の組織規定も改正)

参照)を国税庁長官が認定し新公益法人になっていけば、「特定口座」を通じて受ける寄付は個人・企業ともに従来の寄付優遇措置の二倍の寄付優遇を受けられることができる上、個人については十万円を限度に税額控除(払った税が全額還付されます)を受けられることができます。

この法案が実現すれば、例えばティホームへの送り迎えをしてくれる新公益法人が近くにあって、自分の父親が「面倒を見てもらっている」として五万円寄付や会費を払ったとしても、確定申告すれば五万円戻ってくるのです。

新公益法人側ではそうした方が何人もいらしゃれば、その寄付や会費で送迎のための車の維持費や燃料代、電話代、うまくすればわずかでも人件費を支払うことができるのです(現状では維持費はおろか、燃料代すら自費で活動されていらつしやる団体がほとんどだと思われまます)。

十年以上前、私は当時の大蔵省にこの考えを披露したところ、「公益は、官が税金を使って担うていくんだ。」と断言されました。

しかし先日(4月)の委員会で渡辺喜美大臣が「私も公を担う民の優遇税制が拡大できるようにやってまいりたい。」と述べるなど状況は明らかに変わりつつあります。仲間も増えてきました。今国会中に民主党案としての提出を目指してまいります。

好発進!! 統一地方選

皆様のご支援に感謝

四月八日と二十二日の両日、統一地方選の投票が行われました。

四月八日に行われた県議会議員選挙では私が支部長を務めます民主党兵庫県第六区総支部において宝塚市の「いとう順一」氏（トップ当選）、伊丹市の「中田香子」氏（二位当選）、川西市の「岡 康栄」氏（トップ当選）いずれも定数三の公認三名全員が好成績で県会入りを果たすことができました。

引き続き行われた四月二十二日の市議会議員選挙では宝塚市で「近石武夫」、「北野聡子」、「濱崎史孝」の三名の公認候補全員の当選を果たすことができました。

伊丹市では三名の公認、一名の推薦、三名の支援候補の計七名のうち「斉藤真治」、「平野園美」、「川上八郎」、「安田敏彦」、「泊照彦」、「高鍋和彦」の六名が当選を果たすことができました。一名はその差がわずかに二十四票の次点でした。

第六区は公認候補の結果を見ますと県議会選挙で一名増、市議会選挙で伊丹二名増となりました。民主党兵庫全体は県議会二名増、神戸市議会一名増、市議会二名増の五名増でした。その内の三名を私ども六区で占めることができました。この結果を夏の参院選につなげてまいります。ご支援よろしくお願いいたします。

党員・サポーターを募集しています

平成十九年度の党員・サポーターを募集中です。下記事務所へお申し込みをお願いいたします。

党員：民主党の基本理念および政策に賛同する十八歳以上の個人（在外邦人及び在日の外国人を含む）

党費六千円
党員になられた方には党機関紙「プレス民主」をお送りします。

サポーター：地域において、民主党を応援する個人、あるいは民主党候補者を支援する個人（後援会員等）で、定められた登録料を拠出し、党本部に登録した者（党員を除く）

登録料二千元

民主党パーティ開催

下記日程で毎年恒例の民主党本部主催の政治資金パーティが開催されます。

特に今年は統一地方選、夏には参議院通常選挙が行われる一大戦の年にあたり、統一地方選では幸先のいいスタートを切ることができました。皆様のご協力をお願いいたします。

記

日時：6月6日（水）18時～
場所：ホテルニューオータニ東京
会費：2万円

募集しています

いちむら浩一郎を応援する会

今の政治に満足していますか？このまま続けますか？いちむら浩一郎はしがらみを断ち、政治を国民の手に取り戻します。
いちむら浩一郎とともに日本を変えていきましょう。

広報掲示板の設置

市村浩一郎のポスター、各種会案内などを街角の皆様にお知らせする掲示板を、所有する建物や壁に設置して下さる方を募集しています。

「日本の洗濯」ジャブジャブの由来

「日本を今一度洗濯致し申し候こと」

これは坂本龍馬が姉「乙女」に宛てた手紙の一節です。

日本は国も地方も破綻寸前の財政状況、相変わらずの景気の低迷、介護・年金問題、雇用不安、サラリーマンを狙い撃ちした増税、福祉切り捨て、教育の荒廃、八方塞がりの外交・・・数え上げたらきりが無いほど社会は閉塞状況にあります。

まさに今、日本に必要なのは坂本龍馬が百年前に姉に送った言葉にほかなりません。

古いがらみを断ち切れず弱い者にしわ寄せしている社会状況にある日本を、今一度洗濯し直す時期に来ているのです。



いちむら浩一郎事務所

お気軽にお立ち寄りください

党員・サポーター、民主党パーティのお申し込みは、下記事務所までお願いいたします

[東京事務所] 〒100-8981 東京都千代田区永田町 2-2-1
衆議院第一議員会館 502 号室
TEL 03(3508)7292 FAX 03(3508)3502

[地元事務所] いちむら浩一郎を応援する会
民主党兵庫県第6区総支部
〒665-0035 兵庫県宝塚市逆瀬川2-6-2
TEL 0797(76)5166 FAX 0797(76)5122

<http://www.javjav.com/> info@javjav.com

